

事業計画書

1. 管理運営にあたっての基本方針

医療法、豊橋市休日夜間急病診療所設置及び管理に関する条例を遵守し、休日・夜間において、安心して市民生活が送れるよう、応急医療を行います。

休日と夜間の内科、小児科の2つの診療体制を維持します。

市民の健康を守るために、最新の医療知識を基に正確な判断、適切な治療に心がけるとともに法令遵守のため、講習会の開催や会員への積極的な参加の呼びかけを行います。

2. 管理運営に関する具体的事項

①施設の設置目的を最大限に発揮する管理運営業務について

現在、医師会会員である小児科医の高齢化が進んできているが、市民ニーズの高い小児科、内科の2診療体制を維持すべく、医師会医師、名古屋市立大学医師、浜松医科大学医師の協力の基に診療体制の維持に取り組みます。

②利用者サービスの向上について

受診者のために、親切・丁寧な対応を心がけ、急病時に受診し易い環境を作るとともに、急病患者に対し専門的な知識・技術をもって適切な診療を行います。受付の対応については、親切・丁寧な対応を心がけるために、職員、アルバイトの勉強会を実施して意識を高めます。

③人員体制、責任体制及び人材育成について

受診者からの苦情、業務上の問題点は、月1回の定例会で意見交換し、順番で議事進行や議題を考える研修を行います。安全管理、感染対策の講習会などには積極的に参加します。

④施設の維持管理について

保健所・保健センターの施設維持管理会社と協力し、市の意向を理解するとともに維持管理に努めます。

⑤危機管理対策について

保健所・保健センターと協力し、災害時には救護所の応援体制を取ります。また、個人情報の適切な取扱いを行うため、研修を実施することで、個人情報保護法・条例を遵守します。

3. 施設経営に関する事項

備品の長期利用や設備のメンテナンス実施など物件費の節減に努めるなど、コスト抑制に努めます。

4. その他

受診者が多い、ゴールデンウィーク、年末年始、インフルエンザの流行期には、医師やスタッフを増員し、市民サービスに努めるとともに収入確保を図ります。

収支予算書(令和5年度分)

(単位:千円)

区 分		金 額
収入 計画	指定管理料	339,000
	収入合計	339,000

区 分	内 訳	金 額	
支出 計画	1)人件費	給与	225,257
		諸手当	28,218
		賃金	5,836
		共済費	14,534
	2)物件費	報償費	100
		旅費	4,251
		需用費	25,117
		役務費	1,387
		委託料	1,840
		使用料及び賃借料	5,069
		備品購入費	100
		負担金補助及び交付金	100
	公課費	27,191	
	支出合計		339,000

施設運営の体制づくりについて

①組織及び職員構成

